

## 国際公共人材育成プログラム開講科目の 卒業要件算入方法について

以下の科目は、履修した名称と年度によって、卒業要件算入の方法が異なります。科目名に「プログラム講義」とつくものは、後述のとおり卒業要件算入単位数に上限があります。

### 平成23年度開講科目

地域統合論

地方自治論

メディアと政治

Advanced Writing Skills

Presentation Skills

調査方法論

東アジアの政治

公共選択論

すべて卒業要件に  
算入可

### 平成24年度以降開講科目

プログラム講義地域統合論

プログラム講義地方自治論

プログラム講義メディアと政治

プログラム講義 Advanced Writing Skills

プログラム講義 Presentation Skills

プログラム講義調査方法論

プログラム講義東アジアの政治

プログラム講義公共選択論

※

※他に開講するプログラム講義と合わせて、プログラム講義単独では20単位を限度として卒業要件に算入可。ただし、特別講義と合わせて30単位を超えないものとする。

## 法学部規則（抜粋）

（履修要件）

第 7 条 学生は、次の各号に定めるところに従い、127 単位以上を修得しなければならない。

（1）別表イの表に定めるところに従い、同表に掲げる授業科目から 31 単位以上

（2）別表ロの表に定めるところに従い、同表に掲げる授業科目から 96 単位以上

2 特別講義は、20 単位を限度として、前項第 2 号に定める単位数に算入することができる。

3 プログラム講義は、20 単位を限度として、第 1 項第 2 号に定める単位数に算入することができる。ただし、前項に規定する単位数と合わせて 30 単位を超えないものとする。

※特別講義については、入学年度によって卒業要件に算入できる単位数が異なります。平成19年度（2007年度）以前入学生は上限8単位まで、平成20年度以降入学生は上限20単位までとなります。

平成24年3月5日  
法学部教務係